

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月6日（平成30年（行情）諮問第295号）

答申日：平成30年10月22日（平成30年度（行情）答申第279号）

事件名：「特定課の復命書（全員分平成29年度）」の一部開示決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

「監督課の復命書（全員分平成29年度）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関が保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月27日付け愛労発基0327第3号により、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

法5条1号に該当しない。公開が予定されている行政文書である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成30年2月2日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「監督課の復命書（全員分平成29年度）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、平成30年3月27日付け愛労発基0327第3号により、部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服として、同年4月6日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち、下記3（4）に掲げる部分については、新たに開示し、その余の部分については、法5条1号に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、監督課の復命書（全員分平成29年度）である。復命書とは、命を受けて事案を処理した職員が、その経過や結末を上申するために作成する行政文書である。愛知労働局監督課において探索を行ったところ、以下12件の復命書が確認されたため、これを本件対象文書として特定した

- ① 平成29年4月10日付け復命書（復命者：労働基準部長 特定個人X，用務：その他，名称：特定労働基準監督署A）
- ② 平成29年4月10日付け復命書（復命者：労働基準部長 特定個人X，用務：その他，名称：特定労働基準監督署B）
- ③ 平成29年4月11日付け復命書（復命者：労働基準部長 特定個人X，用務：その他，名称：特定労働基準監督署C）
- ④ 平成29年4月12日付け復命書（復命者：労働基準部長 特定個人X，用務：その他，名称：特定労働基準監督署D）
- ⑤ 平成29年4月13日付け復命書（復命者：労働基準部長 特定個人X，用務：その他，名称：特定労働基準監督署E）
- ⑥ 平成29年4月17日付け復命書（復命者：労働基準部長 特定個人X，用務：その他，名称：特定労働基準監督署F）
- ⑦ 平成29年4月17日付け復命書（復命者：労働基準部長 特定個人X，用務：その他，名称：特定労働基準監督署G）
- ⑧ 平成29年4月17日付け復命書（復命者：労働基準部長 特定個人X，用務：その他，名称：特定労働基準監督署G特定支署）
- ⑨ 平成29年4月18日付け復命書（復命者：労働基準部長 特定個人X，用務：その他，名称：特定労働基準監督署H）
- ⑩ 平成29年4月18日付け復命書（復命者：労働基準部長 特定個人X，用務：その他，名称：特定労働基準監督署I）
- ⑪ 平成29年8月1日付け復命書（復命者：労働基準部長 特定個人X，用務：その他，名称：愛知電業協会安全大会）
- ⑫ 平成29年11月15日付け復命書（復命者：特別司法監督官 特定個人Y，用務：平成29年度「愛知県内一斉ノ一残業デー」街頭啓発活動）

(2) 原処分における不開示部分について

⑦ 平成29年4月17日付け復命書（復命者：労働基準部長 特定個人X，用務：その他，名称：特定労働基準監督署G）の記載事項のうち、a個人の氏名及びb当該個人の特定労働基準監督署Gにおける行動を不開示としている。

また、⑪ 平成29年8月1日付け復命書（復命者：労働基準部長

特定個人X，用務：その他，名称：愛知電業協会安全大会）の記載事項のうち，c面談者の氏名及びd面談者の役職を不開示としている。

(3) 法5条1号の不開示情報該当性について

原処分において不開示とした部分のうち，a個人の氏名，c面談者の氏名及びd面談者の役職は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別できる情報であり，法5条1号に該当し，かつ同号ただし書イないしハに該当しないことから，不開示情報に該当するものである。

(4) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち，b当該個人の特定労働基準監督署Gにおける行動については，法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから，新たに開示することとする。

4 請求者の主張について

請求者は，審査請求書の中で「法5条1号に該当しない公開が予定されている行政文書である」旨主張しているが，その不開示情報該当性については，上記3(3)で示したとおりであることから，請求者の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり，本件審査請求については，原処分において不開示とした部分のうち，上記3(4)で開示することとした部分については，新たに開示した上で，その余の部分については，法5条1号に基づき，原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年7月6日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月26日 | 審議 |
| ④ 同年9月27日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年10月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，「監督課の復命書（全員分平成29年度）」である。

処分庁は，本件対象文書の一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，原処分の取消しを求めている。

これに対して，諮問庁は，原処分において不開示とした部分のうち，一部を新たに開示した上で，その余の部分については，原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしていることから，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について，以下，検討する。

2 不開示情報該当性について

諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、特定個人の氏名並びに面談者の氏名及び役職であると認められ、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、いずれの情報も法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子